

広報 最上地区広域連合

2026年7月号 No.42



真室川町「令和8年甗山山開き」

国民健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせが更新されます

○8月1日より国民健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせが変更となります。
(今年度の資格確認書はムラサキ色です)

8月以降は新しく発行されたムラサキ色の資格確認書またはマイナ保険証をご利用ください。

【有効期限】

- ・資格確認書、資格情報のお知らせ(70歳以上)：令和9年7月31日まで
- ・資格情報のお知らせ(70歳以下)：有効期限なし

※マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書が、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせが交付されます。

なお、令和9年度から70歳以下の方への更新に伴う「資格情報のお知らせ」の送付は致しません。今後、資格情報に変更が生じるまで再送付されませんので、大切に保管してください。紛失した場合は町村窓口で再発行ができます。

また、限度額適用認定証も8月で更新されます。限度額適用認定証とは、窓口での支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に掲示する証です。認定証が必要な方は、最上地区広域連合またはお住まいの町村の役場担当課で交付申請手続きを行ってください。

最上地区広域連合執行体制（令和8年7月1日現在）

執行部	連 合 長	新 田 隆 治（真室川町長）
	副連合長	佐 藤 英 司（金山町長）
	副連合長	加 藤 文 明（戸沢村長）
	副連合長	西 野 桂 一（鮭川村長）
議 会	議 長	栗 田 保 則（金山町議会議長）
	副 議 長	小 野 宏（戸沢村議会議長）
	議会運営委員長	土 田 太（鮭川村議会議長）
	議会運営副委員長	高 橋 秀 則（真室川町議会議長）
	議 員	大 場 洋 介（金山町議会議員）
	議 員	佐 藤 栄 子（真室川町議会議員）
	議 員	安 彦 高 広（鮭川村議会議員）
	議 員	加 藤 政 一（戸沢村議会議員）
監査委員	代表監査委員	丹 洋 一（金山町代表監査委員）
	議会選出監査委員	加 藤 政 一（戸沢村議会議員）
選挙管理委員会	委 員 長	熊 谷 佳 之（鮭川村）
	委員長職務代理者	高 橋 利 夫（真室川町）
	委 員	高 橋 良 孝（金山町）
	委 員	庄 司 純 司（戸沢村）
	補 充 員	丹 憲 明（金山町）
	補 充 員	高 橋 章（真室川町）
	補 充 員	土 田 清 八（鮭川村）
	補 充 員	安 食 清 一（戸沢村）
（※広域連合選挙管理委員会委員の任期は令和9年5月19日までです。）		
事務局	事務局長	横 田 潤 平（戸沢村より派遣）
	総務出納班長	阿 部 恵（真室川町より派遣）
	総務出納班	土 田 澄 江
	総務出納班	高 橋 真由美
	医療保険班長	小 松 多恵子（金山町より派遣）
	医療保険班	矢 口 智 実（鮭川村より派遣）
	医療保険班	樋 渡 基 希（真室川町より派遣）
	医療保険班	野 尻 有美子
	医療保険班	岸 直 子
	賦課収納班長	岸 田 豊 和（鮭川村より派遣）
	賦課収納班	芦 原 いづみ

副連合長に西野桂一鮭川村長が就任されました

令和8年3月22日（日）に執行された鮭川村村長選挙により、西野桂一鮭川村長が副連合長として就任されました。



左から加藤文明副連合長（戸沢村）、新田隆治連合長（真室川町）、佐藤英司副連合長（金山町）、西野桂一副連合長（鮭川村）

6月議会臨時会

― 国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認、最上地区
広域連合国民健康保険料条例の一部を改正する条例を可決 ―

令和8年第1回臨時議会が6月26日に開かれ、補正予算専決処分1件及び条例改正1件が原案どおり可決されました。補正予算及び議案の内容は以下のとおりです。

- 令和8年度最上地区広域連合国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
子ども・子育て支援金制度創設により構成町村との情報連携において新たなシステム改修が必要となったため増額補正の専決処分を承認しました。
- 最上地区広域連合国民健康保険料条例の一部を改正する条例の制定について
令和8年度国民保険料について、子ども子育て支援金分の追加、医療分保険料△0.3%、医療分賦課限度額及び低所得世帯対象軽減措置の引き上げの条例改正を行いました。



6月議会臨時会

令和8年度 国民健康保険料率に 子ども・子育て支援金分が新設されました

令和8年度の国民健康保険料率については、子ども・子育て支援金分が新設されたことを踏まえ設定しました。試算の上、国民健康保険運営協議会の答申を受け、構成4町村で検討した結果、昨年の保険料率と今年度の子ども・子育て支援金分を含めた合計料率を同率にすることとしました。

近年は、医療の高度化、被保険者数の減少及び高齢化の進展等で医療費が増大する傾向にありますが、安定した財政運営と負担軽減を図るよう運営に努めてまいります。

令和8年度における制度変更は、賦課限度額の見直しにより、医療保険分67万円、後期高齢者支援金分26万円、介護保険分17万円、子ども・子育て支援金分3万円となります。

【令和8年度保険料率】

	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分	子ども・子育て支援金分
所 得 割	6.7%	2.3%	2.0%	0.3%
均等割（1人あたり）	22,800円	8,300円	9,700円	1,200円 （※18歳以上 均等割額100円）
平等割（1世帯あたり）	24,000円	8,400円	6,600円	800円
特定世帯	12,000円	4,200円		
特定継続世帯	18,000円	6,300円		
賦 課 限 度 額 （対前年比）	670,000円 （+10,000円）	260,000円 （変わらず）	170,000円 （変わらず）	30,000円 （新設）

※18歳到達年度末（高校生年代）までの子どもについては均等割が10割軽減され、実質的に負担はありません。その分を18歳以上の加入者で負担することとなります。

【令和8年度 保険料納期限・口座振替日一覧表】

納 期 限		口 座 振 替 日		
期 別	納 期 限	期 別	振 替 日	再 振 替 日
第1期	令和8年 7月31日（金）	第1期	令和8年 7月27日（月）	令和8年 8月 7日（金）
第2期	令和8年 8月31日（月）	第2期	令和8年 8月25日（火）	令和8年 9月 7日（月）
第3期	令和8年 9月30日（水）	第3期	令和8年 9月25日（金）	令和8年10月 7日（水）
第4期	令和8年11月 2日（月）	第4期	令和8年10月26日（月）	令和8年11月 9日（月）
第5期	令和8年11月30日（月）	第5期	令和8年11月25日（水）	令和8年12月 7日（月）
第6期	令和8年12月28日（月）	第6期	令和8年12月25日（金）	令和9年 1月 8日（金）
第7期	令和9年 2月 1日（月）	第7期	令和9年 1月25日（月）	令和9年 2月 8日（月）
第8期	令和9年 3月 1日（月）	第8期	令和9年 2月25日（木）	令和9年 3月 8日（月）

※令和9年4月26日（月）と令和9年5月10日（月）については、未納となっている全ての納期が口座振替の対象となります。ご理解とご協力をお願いします。

◆ こんなときは届出が必要です ◆ ～国民健康保険の届出を忘れずに～

国民健康保険料のお知らせをお送りした後に、「職場の健康保険に入っているけど、保険料のお知らせが届いた。」というお問い合わせが多く寄せられます。

国民健康保険は、職場の健康保険（協会けんぽ、共済組合などの社会保険等）と異なり、**加入するときもやめるときも、世帯主が責任をもって届出を行わなければなりません。**

正しい国民健康保険の届出により、正しい国民健康保険料を計算することができます。下記の事例に該当される場合は、速やかに各町村国保窓口へ届出をお願いします。

国民健康保険に加入する手続きが必要なおもな事例

職場の健康保険などをやめたとき、家族の健康保険などの扶養からはずれたとき（持ち物）健康保険などの資格喪失連絡票、雇用保険被保険者離職票など

国民健康保険をやめる手続きが必要なおもな事例

職場の健康保険などに加入したとき、家族の健康保険などの被扶養者になったとき

※全ての届出にマイナンバーカード（個人番号カード）又は、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類が必要です。

夜間などの子どもや大人の急な病気の相談には 山形県救急電話相談の利用を！

●救急電話相談とは？

医療機関の診療時間外の、午後6時から翌日午前8時までの時間帯に、急なケガや体調不良になった時に相談ができるサービスです。専門的な知識を持つ看護師等が対応します。

●なぜ電話相談ができるようになったの？

昼間は元気だったのに、夜になったら急に具合が悪くなったことはありませんか？翌日に医療機関を受診するとしても不安な気持ちで夜を過ごすのは心細いものです。そんな不安を少しでも解消するための電話相談です。

●どんな時に利用できるの？

- ・子どもの急な発熱、嘔吐、下痢等に対する相談。
- ・急な体調の変化でどうしたらいいか判断に迷ったとき。
- ・家族の体調が悪くて救急車を呼ぶべきか迷ったとき。 など

●利用する際にご理解いただきたいこと

- ・電話相談は、診療行為や医療行為ではなく、電話での専門的なアドバイスにより相談者の判断の参考としていただくものです。
- ・相談時間はおおむね10分以内でお願いします。
- ・相談料は無料ですが、通話料は相談者の負担となります。

15歳未満の相談は **小児救急電話相談** 15歳以上の相談は **大人の救急電話相談**

県内のプッシュ
回線・携帯談話

#8000

県内のプッシュ
回線・携帯談話

#7119

ダイヤル回線・
IP電話からは

023-633-0299

ダイヤル回線・
IP電話からは

023-633-0799

金山町／真室川町／鮭川村／戸沢村／最上地区広域連合

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関や薬局に支払った額が定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

◆申請方法

最上地区広域連合では、高額療養費に該当する世帯に対して、申請のお知らせと申請書をお送りしております。お知らせがお手元に届くまでは、診療月から概ね2～3ヶ月後となりますので、あらかじめご了承ください。

※医療機関におけるレセプトの確定や、山形県国民保険団体連合会での審査等には一定の時間を要しますので、ご理解をお願いいたします。

また、令和8年8月から高額療養費制度が見直されます。詳しくは、下記または7月下旬に送付されます国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせに同封のパンフレット（かんたん国保）をご参照ください。

ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

●多数回該当

直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

●外来特例（70歳以上で現役並み以外の方）

外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

～高額療養費制度の上限額が変わります～

新たに年間の上限額が新設されました

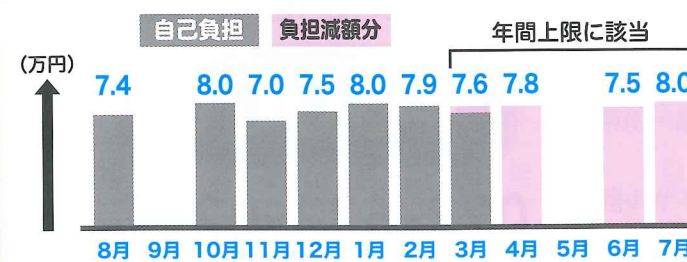
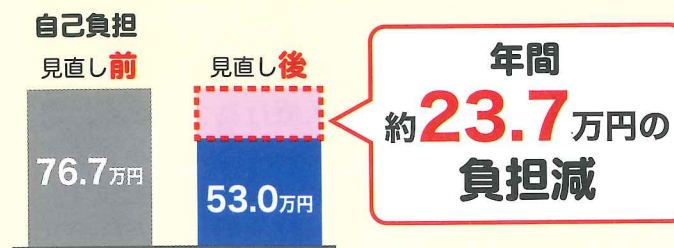
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方（区分ウ：年収約370万円～約770万円）の場合



高額療養費制度の上限額

（令和8年8月から令和9年7月まで）

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。

下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% 〈140,100円〉	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% 〈93,000円〉	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% 〈44,400円〉	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 〈44,400円(※1)〉	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 〈24,600円〉	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 〈24,600円〉	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,400円→34,500円）。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

最上地区広域連合医療給付事業(福祉医療制度)について

福祉医療制度とは、一定の要件を満たす方の医療保険の一部自己負担金を山形県と町村が負担し、無償化する制度です。

医療給付を希望される方は、お住まいの町村福祉医療担当窓口にて申請手続きをお願いいたします。

●重度心身障がい(児)者医療証

下記のいずれかに該当し、町村民税所得割額が23万5千円未満の方が対象となります。

- ① 身体障害者手帳（1級または2級）
- ② 精神障害者保健福祉手帳（1級）
- ③ 療育手帳（A）
- ④ 障害基礎年金証書（1級）
- ⑤ 恩給証書（精神障がいによる特別項症または第一項症）
- ⑥ 特別児童扶養手当証書（1級）

●子育て支援医療証

0～18歳（18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで）の乳児、児童、生徒が対象です。

※出生や転入などの異動があった際や、小学4年生以上の方が入院する際は申請が必要です。

●ひとり親家庭等医療証

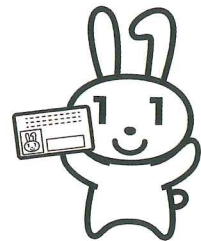
所得税が課税されていないひとり親家庭等の方（未婚の方も含む）が対象です。

- ① 配偶者のない女子または男子で18歳以下の児童を扶養している方
- ② 上記①の方に扶養されている18歳以下の児童
- ③ 父母のない18歳以下の児童

国民健康保険にご加入されている皆様へ

資格情報のお知らせ・資格確認書 についてお知らせします。

マイナ保険証をお持ちの方には
資格情報のお知らせが届きます！



資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ (交付番号) (保険番号)

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	000000000
氏名	佐藤 太郎 (姓) 00		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※70歳以上の場合は、負担割合のほか、有効期限、有効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)
スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の国民健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない場合などには、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書でマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診
いただけます)。

下記を切り取ってご利用いただけます
(この部分のみは受診できません)

資格情報のお知らせ (交付番号) (保険番号)

記号	000	番号	000000000
氏名	佐藤 太郎 (姓) 00		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

受診の際にはマイナ保険証を提示してください

※画像はイメージです



マイナ保険証をお持ちでない方には
資格確認書が届きます！

資格確認書

- マイナンバーカードをお持ちでない方、
マイナ保険証の利用登録がお済みでない
方等が、医療機関等を受診する際に提示
する書類です。
- 有効期限があります。有効期限が切れる
ときには、申請しなくても自動で新しい資
格確認書が送付されます。

山形県 有効期限 令和 9 年 7 月 31 日
国民健康保険 発効期日 令和 8 年 8 月 1 日
資格確認書 記号012 番号 3456 枝番 02

氏名 国保 花子 性別 女
生年月日 昭和 54 年 10 月 10 日
適用開始年月日 平成 20 年 12 月 12 日 負担割合 〇割
交付年月日 令和 8 年 8 月 1 日
世帯主氏名 国保 太郎
住所 山形県〇〇市町村〇〇町1番1号
保険者番号 060000 交付者名 〇〇市町村
村市 印町

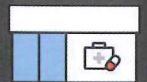
※画像はイメージです



医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。



医療機関・薬局の受付で提示するもの



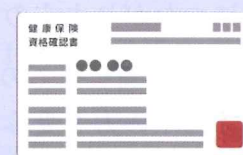
マイナ保険証



マイナ保険証を
お持ちの方は
マイナ保険証を
ご利用ください

資格確認書をお使いの方も、利用登録いた
だければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書



マイナ保険証を
お持ちでない方は
資格確認書を
ご利用ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました



マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが
広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！



利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局に
マイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。
※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です



マイナ保険証について
もっと知りたい方
はこちら

マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間 (年末年始を除く) 平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分



特定健診の受診をお忘れなく!!

特定健康診査（特定健診）は、メタボリックシンドロームの要因である「内臓脂肪」の蓄積度合いを調べ、生活習慣病の早期発見のために行うものです。

生活習慣病は自覚症状なく進行するのが特徴であり、コロナ禍の生活変化で生活習慣病のリスクは高まっているおそれがあります。

特定健診は、健康状態を正しく知ること、気づかぬうちに忍びよる生活習慣病からあなたの身を守ることに繋がりますので、積極的に受診しましょう。

◆特定健診の対象者 40歳～75歳未満すべての方が対象です。

（通院治療中の方も受診対象者です。）

40歳または41歳の方については、自己負担なしで受診できます。

（鮭川村のみ41歳の方が対象）



◆健診の内容 腹囲測定などで内臓脂肪の蓄積を調べます。さらに、基本的な検査と喫煙歴などの生活習慣についての問診が行われます。特定健診の結果および質問票の結果などを考慮し、それぞれに合わせた保健指導を行い、生活習慣改善を支援していきます。

※最上地区広域連合では、特定健診の申し込みがなかった方や、申し込みはあったが受診されなかった方に、ハガキ等で受診をお勧めしています。

◆メタボリックシンドロームの診断基準

内臓脂肪型肥満
ウエスト周囲径（おへそ部分）
男性 85cm以上 女性 90cm以上
男女ともに内臓脂肪面積 100cm²に相当！



血圧値高め

収縮期血圧130mmHg以上
または
拡張期血圧85mmHg以上

血糖値高め

空腹時血糖値110mg/dl以上

脂質異常

中性脂肪150mg/dl以上
または
HDLコレステロール40mg/dl未満

※これらのうち1つ当てはまる場合・・・メタボリックシンドローム予備軍（動機付け支援）
これらのうち2つ以上当てはまる場合・・・メタボリックシンドローム該当者（積極的支援）

◆特定保健指導とは？

メタボリックシンドロームのリスクが高く、生活習慣の改善で予防が期待できると判定された方が対象となります。

リスクレベルに応じ、「動機付け支援」と「積極的支援」の2種類があります。

どちらの支援も保健師や管理栄養士などの専門家の指導のもと、生活習慣改善のサポートが受けられます。

マイナポータルで健診結果を閲覧するには、事前にマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が必要です。

ご存じですか？ マイナポータルで健診結果が閲覧できます!!

★マイナポータルとは？

政府が運営するオンラインサービスです。行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできる自分専用のサイトです。

※詳しくはデジタル庁ホームページ（<https://services.digital.go.jp/mynportal>）をご覧ください。

★対象者

40歳から74歳までの特定健診を受けた方

※後期高齢者医療健診を受けた方も閲覧できます。

※職場の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に加入中の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。

★閲覧方法

1. マイナポータルにアクセスし、ログインする。
2. メニューから『わたしの情報』→『健康・医療』→『健康診断・健診情報』の順番に選択していく。
3. 取得情報が『特定健診情報・後期高齢者健診情報』であることを確認する。
4. 確認したら『表示する』を選択する。

★データの反映期間

【目安】健診を受診してから約2～3か月後

※健診を受けた医療機関等からの情報提供時期により遅れることがあります。

★特定健診を受けましょう

年度末時点で40歳から健診受診日に74歳までの方が受ける、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査のことを「特定健診」といいます。

毎年の健診結果を見比べることで、わずかな身体の変化に気づくことができるとともに、生活習慣の改善や疾病予防に繋がります。

金山町役場健康福祉課健康係 真室川町福祉課健康係
鮭川村健康福祉課健康推進係 戸沢村健康福祉課健康推進係
最上地区広域連合

保険料納付は口座振替が便利です！

口座振替の手続きは、通帳と印鑑を持参の上、最上地域内の山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、新庄信用金庫、もがみ中央農協、金山農協、ゆうちょ銀行で出来ます！

保険料って どんなしくみ？

私たちが納める保険料は、国保を支える貴重な財源です。保険料を納めない方がいると国保の運営に支障をきたします。

きちんと期日以内に納めましょう！

保険料の納め方

その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険料として、次の3つの項目を組み合わせ、一世帯当たりの金額を負担していただくことになります。

・所得割

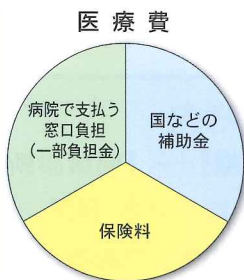
その世帯の所得に応じた計算

・均等割

その世帯の加入者数に応じた計算

・平等割

一世帯当たりにはいくらと計算



いつから納めるの？

国保に加入する資格が発生した月から納めなければなりません。届け出をした日ではありませんので、注意しましょう。

Q. 10月に資格発生したのに届け出が遅れて12月に届け出をした場合は？

A. 保険料は10月分からの納付となります。国保の加入資格が発生した月までさかのぼって納めなければなりません。

Q. 10月15日に国保を脱退した場合の納付月は？

A. 保険料は前月の9月分までの納付となります。

国民健康保険の届出

こんなときは必ず **14日以内** に届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの
ほかの市区町村から転入してきたとき	転入前の市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
こどもが生まれたとき	マイナ保険証または資格確認書、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入するとき	在留カード
ほかの市区町村に転出するとき	マイナ保険証または資格確認書
職場の健康保険に加入したとき	マイナ保険証または資格確認書、職場の健康保険の資格確認書（未交付の場合は加入したことを証明するもの）
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保被保険者が亡くなったとき	マイナ保険証または資格確認書、死亡を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき（届け出不要の場合があります）	マイナ保険証または資格確認書、保護開始決定通知書
外国籍の人がやめるとき	マイナ保険証または資格確認書、在留カード
住所が変わったとき	マイナ保険証または資格確認書
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
修学のため、別に住所を定めるとき	マイナ保険証または資格確認書、在学証明書

- 届け出にはマイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類もお持ちください。
- マイナンバーカードや資格確認書を紛失したときや、その他届け出に必要なものについて確認したいときは、お住まいの市町村の国保窓口へお問い合わせください。
- マイナ保険証で医療機関等を受診する場合も国保の加入及びやめるなどの手続きは省略できません。必ず届け出をしてください。